

食安輸発第1013005号
平成18年10月13日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

農薬等の成分であって食品に自然に含まれる物質の取扱い及び
「平成18年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について(一部改正)

農薬等の成分であって食品に自然に含まれる物質については、平成18年5月29日付け事務連絡にて基準審査課より連絡を行なったところです。

現在、同事務連絡に掲げる物質について、食品中に自然に含まれる量等に関する調査研究を進めていることから、判断の目安が示されるまでの間は、個別の残留基準値が設定された食品又は別途指示する食品を対象として監視・指導を行うようお願いします。

なお、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号の別添の別表第4から「ヒドロコルチゾン」を削除し、同通知の別添を別紙のとおり改正します。

別添（平成18年10月13日付け食安輸発第1013005号による改正）

平成18年度輸入食品等モニタリング計画

I 輸入食品等モニタリング検査実施要領（共通事項）

1 実施期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

2 対象

(1) 食品等

ア. 別表第1に掲げる食品等とし、次に掲げる食品等については除外する。

(ア) 事故品

(イ) 積み戻り品

(ウ) 税関職員から食品衛生上の問題があるとして連絡のあった食品等

(エ) 初めて本邦に輸入される食品等

イ. 厚生労働大臣の登録検査機関、輸出国公的検査機関の検査成績書の提出があったもの及び輸入食品等事前確認制度で登録された食品等並びに同一食品等の継続的輸入として、過去の検査成績書の提出のあるものについても対象とする。

(2) 検査項目

別表第1に掲げる食品群について、厚生労働省令又は告示等において定められている項目、添加物、有毒有害物質及び病原微生物等とする。

(3) 検査件数

別表第1に示すとおりとし、企画情報課検疫所業務管理室から別途指示する各検疫所ごとに割り当てられる各食品群の検査項目及び検査件数により年間計画を立て、計画的に検査を実施する。

また、輸入実態や法違反状況を踏まえ、検査の実施が必要と判断される場合にあっては、別表第1によらず検査を実施して差し支えない。

なお、効果的・効率的なモニタリングを行う観点から、採取した1つの検体について、複数の検査項目についての検査を実施するよう努める。

3 検査方法

(1) 検体の採取

食品衛生法第28条に基づき収去し、別表第2により、ロットを代表するものとなるよう食品衛生監視員の指示等により無作為に抽出した検査対象から検体を採取する。

なお、検体の採取に当たっては、試験品取扱標準作業書に基づき実施し、採取方法、採取した貨物の形態及び表示事項等について、詳細に記録する。

(2) 試験方法

次の試験法のうちから、各食品等の特性に応じ、適切な試験法を選択し、標準作業書に基づき正確かつ迅速に行う。

ア. 食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）に定められた試験法（以下「告示法」という。）

イ. 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年12月27日厚生省令第52号）に定められた試験法

ウ. 部長通知等で定められた試験法

エ. 厚生労働省監修「食品衛生検査指針」に記載された方法

オ. 日本薬学会編「衛生試験法注解」に記載された方法

カ. その他 A. O. A. C. 法等の信頼できる試験法

なお、試験の実施に当たっては、上記以外の試験法であっても、通知等で示している試験方法と比較して、真度、精度及び定量限界において、同等又はそれ以上の性能を有するとともに、特異性を有する試験方法により実施しても差し支えない。

4 試験実施機関への検体の送付

各検疫所で採取した検体は、試験を行うために適切な保存状態を保持し、企画情報課検疫所業務管理室から別途通知する各試験検査担当課へ送付する。

なお、検体の送付に際しては、検体の授受及び試験検査が円滑に行われるよう送付先の担当者と事前に十分調整を図る。

5 結果の報告

モニタリング検査において法違反が発見された場合は、輸入者に対して貨物の状況を調査するよう指導するとともに、食品衛生法違反連絡書により企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで速やかに連絡する。

6 その他

(1) 当該モニタリング検査は、輸入届出に対し偏りなく無作為に抽出を行うよう配慮する。よって、輸入者の申出等により省略するものではない。

(2) 穀類、豆類等のばら積み貨物については、輸入者に対し、貨物の搬入前に届出を行うよう指導する等、あらかじめ十分な時間的余裕をもって輸入状況を把握する。

また、検査対象とする貨物の採取が可能な時間、場所、同一ホールドの貨物の動向等について情報を入手した上、速やかに採取計画を策定し、輸入者に通知する。

Ⅱ 畜水産食品のモニタリング検査実施要領

1 対象

(1) 畜水産食品及びその加工品

- ア. 食肉（内蔵を含む。）及び食肉製品
 - イ. 食鳥卵（液卵を含む。）、鶏卵製品
 - ウ. 乳・酪農製品
 - オ. 蜂に関連した食品（ハチミツ、ローヤルゼリー、花粉等）
 - カ. 魚類（ウナギ、サケ・マス、ヒラメ等）
 - キ. 水産動物類（エビ、イカ、タコ等）
 - ク. 貝類（貝柱のみのホタテ貝は除く。）等
- ※それぞれ簡易な加工品を含む

(2) 検査項目及び検査件数

検査項目及び検査件数については、別表第4（農薬の検査項目については、別表第5。）のとおりとし、各試験方法に示されている分析対象項目について検査を行うこととする。ただし、平成18年5月28日までの間は、平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号の別添の別表第3の検査項目によることとする。

2 検査方法

(1) 検体の採取

- ア. 輸入届出ごとに1ロットとし、別表第2の検査項目「畜水産食品の残留有害物質」の欄による。ただし、微生物に係る検査を実施する場合は、別表第2の検査項目「微生物」の欄による。
- イ. 採取した検体は、冷凍状態で試験実施機関に送付されるよう取り扱う。

(2) 試験方法

以下に示す検査項目以外のものについては、告示法又は平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（以下「残留農薬等通知法」という。）により試験を実施する。

ア. 抗生物質

平成6年7月13日付け衛乳第113号中の「畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法（改定）」によることとし、陽性と判定された検体については、同通知中の「畜水産食品中の残留抗生物質の分別推定法（改定）」により試験を実施する。

なお、上記の方法により陽性と判定されたものについては、陽性物質名の同定及び定量を行う。

イ. クロラムフェニコール

ハチミツについては、平成14年3月29日付け食監発第0329005号別添2の別紙1により試験を実施する。

ローヤルゼリーについては、平成17年12月8日付け事務連絡の別添により試

験を実施する。

豚肉（肝を除く）、鶏肉、ウナギ及びエビについては、平成17年1月12日付け食安監発第0112003号により試験を実施する。

それ以外の食品については、平成5年4月1日付け衛乳第78号中の「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法（改定法）」（以下「残留合成抗菌剤の一斉分析法」という。）を準用して試験を実施する。

なお、平成18年5月29日以降は、告示法により試験を実施する。

ウ. ストレプトマイシン

ハチミツについては、平成14年3月29日付け食監発第0329005号別添2の別紙2により試験を実施する。

エ. 合成抗菌剤

残留合成抗菌剤の一斉分析法により試験を実施する。

また、うなぎ蒲焼きについては、平成16年3月31日付け食安輸発第0331002号別添2の別紙により試験を実施する。

なお、平成18年5月29日以降は、告示法又は残留農薬等通知法により試験を実施する。

オ. ニューキノロン系合成抗菌剤

エンロフロキサシン、シプロフロキサシン、ダノフロキサシン、オフロキサシン、オルビフロキサシン、ジフロキサシン、ノルフロキサシンについては、平成15年6月5日付け食監発第0605002号別添「鰻に対するエンロフロキサシンの分析法について」により試験を実施する。

なお、平成18年5月29日以降は、残留農薬等通知法により試験を実施する。

カ. マラカイトグリーン

平成18年10月13日付け食安基発第1013001及び食安監発第1013003号「食品中のマラカイトグリーンの試験法について」によること。
なお、当面の間は、平成16年12月16日付け食安監発第1216002号「養殖魚に対するマラカイトグリーンの分析法について」、平成18年5月25日付け食安輸発第0525003号「食品中のマラカイトグリーンの試験法について」及び平成18年6月16日付け食安基発第0616001号及び食安監発第0616001号「食品中のマラカイトグリーンの試験法について」により試験を実施しても差し支えない。

キ. ニトロフラン類

AOZ（3-アミノ-2-オキサゾリドン）及びSEM（セミカルバジド）については、平成16年12月15日付け食安輸発第1215001号により試験を実施する。

なお、平成18年5月29日以降は、分析対象であるAOZ及びSEMに1-アミノヒダントイン及び3-アミノ-5-モルフォリノメチル-2-オキサゾリドンを加え、告示法により試験を実施する。

ク. ラサロシド

平成14年3月29日付け食監発第0329005号別添2の別紙3により試験を実施する。

なお、平成18年5月29日以降は、残留農薬等通知法により試験を実施する。

ケ. DES

平成17年2月3日付け食安監発第0203002号「牛肉中のジエチルスチルベストロール分析法」により試験を実施する。

なお、平成18年5月29日以降は、告示法により試験を実施する。

コ. 腸管出血性大腸菌O157

平成9年7月9日付け衛食第212号、衛乳第202号中の別添「食品からの腸管出血性大腸菌O157検査方法」により試験を実施する。

サ. リステリア菌

平成5年8月2日付け衛乳第169号「乳及び乳製品のリステリアの汚染防止等について」により試験を実施する。

シ. 麻痺性貝毒、下痢性貝毒

麻痺性貝毒については、昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査方法等について」により、下痢性貝毒については、昭和56年5月19日付け環乳第37号「下痢性貝毒の検査について」により試験を実施する。

ス. 水銀

水銀については、昭和48年7月23日付け環乳第99号別紙1、2により試験を実施する。

セ. PCB

PCBについては、昭和47年8月24日付け環食第442号で示される分析法により試験を実施する。

Ⅲ 生食用鮮魚介類等に係る腸炎ビブリオのモニタリング検査実施要領

1 実施期間及び対象

(1) 検査強化対象食品

ア. 実施期間

平成18年7月1日から同年10月31日まで

イ. 対象食品

(ア) 平成17年度の検疫所におけるモニタリング検査等により腸炎ビブリオの法違反が認められた食品

- a. タイ産生食用えび
- b. 韓国産生食用アカガイ
- c. 韓国産生食用タイラギガイ
- d. インドネシア産ゆでだこ

(イ) 平成17年度のモニタリング検査等により腸炎ビブリオの法違反が認められなかった食品のうち、平成16年度に違反が認められた食品

- a. 韓国産、中国産及びフィリピン産生食用ウニ

(ウ) 下記1(2)の食品において法違反と判断された場合には、法違反の当該輸出国の当該食品については、以後、1(1)「検査強化対象食品」として取り扱う。

(2) 検査強化対象食品以外の食品

ア. 実施期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

イ. 対象食品

「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年12月厚生省告示第370号)により腸炎ビブリオの成分規格が設定されているゆでだこ、ゆでがに(飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。)、生食用鮮魚介類、生食用かき(むき身に限る。)及び冷凍食品(生食用冷凍鮮魚介類に限る。)

(3) 検査項目

腸炎ビブリオ

(4) 検査件数

上記1(1)の対象食品のうち、イ.(ア)及び(ウ)については、当該期間中は、全ての輸入届出について、また、イ.(イ)については、当該期間中は、輸入届出の50%について実施し、当該期間以外の期間は、上記1(2)の食品とともに、別表第1の水産加工食品「成分規格等」で定める項目別件数の範囲内で行う。

2 検査方法

(1) 検体の採取

別表第2の検査項目「微生物」の欄による。

(2) 試験方法

告示法による。なお、腸炎ビブリオの試験法中「同定方法」及び「同等以上の

性能を有すると認められる試験法」については、平成13年6月29日付け食基発第23号による。

3 その他の留意事項

(1) 上記1(2)の食品の検体の採取については、食品の種類、輸出国、処理施設、輸入者及び過去の検査結果等を十分に考慮し、生食用ウニ及び貝類等汚染の高いと思われる食品を中心に、特に夏期において効率的に実施する。

(2) 食品等輸入届出済証の交付

検査を行ったいずれの食品についても検査結果判明前に食品等輸入届出済証を輸入者に交付して差し支えないこととするが、以下の点に留意する。

ア. 上記1(1)に該当する食品については、特に法違反の蓋然性が高いと考えられ、また、平成16年度に国内の複数の食中毒調査において食中毒の原因食品として疑われた旨の報告がなされた食品を含むことから、食中毒発生の未然防止に資するため、当該検査結果が判明するまで、生食用として消費者等の小売り段階への販売を行わないよう輸入者に対して指導する。

イ. 上記1(2)に該当する食品については、法違反が判明した場合に速やかに当該食品の遡り調査及び回収措置等が可能となるよう、あらかじめ輸入者に対して、当該食品の保管及び流通状況の把握に努めるよう指導する。

(3) 基準値以内の腸炎ビブリオが検出された場合

生食用鮮魚介類、生食用かき（むき身に限る。）及び冷凍食品（生食用冷凍鮮魚介類に限る。）については、検査の結果、腸炎ビブリオ最確数が100/g以下であっても3.0/g以上検出された場合にあっては、腸炎ビブリオの増殖による食中毒発生の未然防止に資するため、国内における保管及び流通時等における保存基準の厳守を指導するとともに、当該食品による食中毒が発生した場合に当該食品の遡り調査が速やかに行われるよう流通状況等について厳格な把握に努めるよう輸入者に対して指導する。

(4) 衛生管理の指導

平成15年9月19日付け食安監発第0919007号「輸入生食用むき身ウニ及びアカガイの安全確保について」も参考とし、輸出国の製造所における加工基準の遵守、食品の輸送時及び保管時における保存基準の厳守、製造所が異なる食品については製造所毎に別ロットとして輸入届出を行うこと等、衛生管理の指導の徹底を図るよう輸入者に対して指導する。

IV 農産食品の残留農薬モニタリング検査実施要領

1 対象

(1) 農産食品及びその加工品

- ア. 米（ミニマム・アクセス輸入米及び関税化米）
- イ. 穀類、豆類、種実類
- ウ. 野菜、果実
- エ. 茶

※それぞれ簡易な加工品を含む

(2) 検査項目

検査項目は、別表第6のとおりとし、各試験方法に示されている分析対象項目について検査を行うこととする。ただし、平成18年5月28日までの間は、平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号の別添の別表第4によることとする。

(3) 検査件数

別表第1に示すとおりとする。

2 検査方法

(1) 検体の採取

ア. 米以外の検体

別表第2の検査項目「農薬」の欄又はばら積み貨物の方法による。

イ. 米

別表第3による。

(2) 試験方法

固相抽出による残留農薬一斉分析法、残留農薬等通知法又は告示法により試験を実施する。

なお、固相抽出による残留農薬一斉分析法により試験を実施し、検出された値が残留基準値を超える疑いがある場合には、残留農薬等通知法又は告示法により試験を実施する。

3 その他

1 (1)ア. のミニマム・アクセス輸入米とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条及び第31条に定めるものであり、関税化米とは、主要食糧需給及び価格の安定に関する法律第34条に定める納付金を納めて輸入されるものである。

また、米の検査は、VIの検査とあわせ実施する。

V 遺伝子組換え食品のモニタリング検査実施要領

1 対象

(1) 安全性未審査の遺伝子組換え食品

- ア. トウモロコシ及びその加工品（甘味種及び爆裂種を除く。）
- イ. パパイヤ及びその加工品
- ウ. 米及びその加工品

(2) 安全性審査済の遺伝子組換え食品の含有率

- ア. トウモロコシ及びトウモロコシ粉砕加工品（遺伝子組換えにより新たに発現されるタンパク質が物理化学的な変化を受けていないコーングリッツ、コーンフラワー、コーンミール等粉砕加工品及びこれらの調整品に限る。）
- イ. 大豆及び大豆粉砕加工品（遺伝子組換えにより新たに発現されるタンパク質及びDNAが物理化学的な変化を受けていないものに限る。）

(3) 検査項目及び検査件数

検査項目及び検査件数については、別表第7のとおりとする。

2 検査方法

(1) 検体の採取

- ア. 米以外の検体（米の加工品を含む。）

平成13年3月27日付け食発第110号医薬局食品保健部長通知「組換えDNA技術応用食品の検査方法について」の一部改正通知により検体を採取する。

なお、上記1(2)の検査に当たっては、分別生産流通管理に係る証明書、荷送状等により分別生産流通管理の確認が適切に行われていることを確認する。

- イ. 米（米の加工品を除く。）

別表第3による。ただし、残留農薬等とあわせて試験を実施する場合には、検体採取量の合計を2 kg とする。

(2) 試験方法

- ア. 米及びその加工品以外の検体

平成13年3月27日付け食発第110号医薬局食品保健部長通知「組換えDNA技術応用食品の検査方法について」の一部改正通知に示す方法により検査を行う。

- イ. 米及びその加工品

- (ア) 遺伝子組換えにより新たに発現される Bt タンパク質のうち、Cry1Ac、Cry1Ab、Cry1F、Cry9c、Cry3Bb(Cry3Bb1)

ラテラルフロー法試験紙タイプの市販の Test Kit (Strategic Diagnostics 社 (SDI) 製の Seed バルクテスト Bt1Ac (Cry1Ac 用)、Trait コーンバルクテスト Bt1 (Cry1Ab 用)、Trait コーンバルクテスト Bt1F (Cry1F 用)、Trait コーンバルクテスト CryBt9 (Cry9c 用) 及び Trait コーンバルクテスト Cry3Bb (Cry3Bb(Cry3Bb1) 用)) を用いる方法で行う。

実験操作は、基本的に Test Kit の説明書の方法によることとし、試料については、検体採取した米 1 kg を粉砕したものを、各 Test Kit で必要な試料量 (Cry1Ac 用 Test Kit については9g、Cry1F 用 Test Kit については25g、そ

の他 Test Kit については200g を共通に用いる。) を無作為に採取したものを
用いることとする。

なお、Cry1Ac 用 Test Kit については、上澄み液に Bt1Ac テストストリプトを立て
る時間を20分間とする。

(イ) Bt タンパク質 (Cry1Ac タンパク質) を発現する組換え遺伝子 DNA

平成18年9月26日付け事務連絡によること。

(ウ) LLRICE601

平成18年9月15日付け食安輸発第0915002号によること。

3 結果の報告及び措置

検査の結果、トウモロコシからCBH351等の安全性未審査の遺伝子組換え食品が検
出された場合にあつては、同一本船ホールドのものについてサイロごと若しくはは
しけごとに検査を実施し、安全性未審査の遺伝子組換え食品が検出されないロット
のもののみ食用とするよう輸入者を指導する。なお、サイロごと若しくははしけご
との検査の実施において、輸入者から、当該同一本船ホールドのトウモロコシの搬
入時に、登録検査機関による検体採取を行う旨の申し出が事前であり、かつ、適正
に採取され保管されていることが記録により確認できる場合にあつては、当該検体
を用いて検査を実施して差し支えないこととする。

また、輸入届出されたトウモロコシ又は大豆のうち、輸入届出書に「遺伝子組換
えでない」旨の記載があるもの又は遺伝子組換えに係る記載がないものについて、
検査を実施した結果、遺伝子組換え食品の含有率が5%を超えることが判明した場
合にあつては、分別生産流通管理が適切に行われたか否か輸入者に調査するよう指
導する。調査の結果、証明書等により分別生産流通管理が適切に行われていなかっ
た場合には、輸入者に対して食品衛生法第27条に基づく輸入届出事項の訂正及び貨
物の状況の調査を行うよう指導するとともに、企画情報課検疫所業務管理室を通じ
て当室まで速やかに連絡する。

4 その他留意事項

(1) トウモロコシについては、輸入後の加工方式 (ドライミリング、ウエットミリ
ング等) について届出時に確認を行い記録する。

(2) 米の検査は、VIの3の事項に留意する。

VI 輸入米のモニタリング検査実施要領

1 対象

- (1) 米（ミニマム・アクセス輸入米及び関税化米）
- (2) 検査項目及び検査検体数
 - ア. カドミウム及びその化合物
検査検体数：598件（中国380、米国130、その他88）
 - イ. アフラトキシン
検査検体数：598件（中国380、米国130、その他88）

2 検査方法

- (1) 検体の採取
別表第3による。
- (2) 試験方法
 - ア. カドミウム及びその化合物の試験方法
告示法により試験を実施する。
 - イ. アフラトキシンの試験方法
平成14年3月26日付け食監発第0326001号に示された試験法又はこれと同等以上の性能を有すると認められるその他の方法による。
ただし、その他の方法で試験を実施し検出した場合は、同通知による試験法により確認試験を実施する。

3 その他

- (1) 米の検査は、同一ロット（米の種類（玄米、精米、砕精米、ウルチ米、モチ米等の別）、生産国、輸入者及び本船が同一のもの。）のうち貨物が最初に積み降ろされる港（以下「一次港」という。）において検査を実施する。このため、一次港で実施した同一ロット貨物の検査結果については、一次港を管轄する検疫所がそれ以降の港を管轄する検疫所へ適宜連絡する。
- (2) 植物防疫法に基づくくん蒸が実施される場合にあつては、輸入者に対し、当該くん蒸剤の試験に係る自主検査を実施するよう指導する。
- (3) 検体採取時の異物検査については、昭和32年4月26日付け衛食第81号「輸入米中に混入するヒルガオ科植物種子取扱要領について」を留意の上、実施する。
- (4) IVの検査とあわせ実施する。

VII 小麦のモニタリング検査実施要領

1 対象

(1) 小麦

(2) 検査項目

デオキシニバレノール (DON)

(3) 検査頻度

企画情報課検疫所業務管理が個別に連絡指示する対象船舶について検査を実施する。

2 検査方法

(1) 検体の採取

別表第2の検査項目「アフラトキシン」の欄又はばら積み貨物の方法による。

(2) 試験方法

平成14年5月21日付け食発第521002号の別紙2により試験を実施する。

3 結果の措置

検査の結果、平成14年5月21日付け食発第521002号に示す DON の暫定的な基準値を超えた場合にあつては、同通知記の3に基づき、輸入者に対して輸入、販売等の自主規制等の措置について指導を行う。

VIII 割りばしに係る防かび剤等のモニタリング検査実施要領

1 対象

(1) 検査件数

別表第1の器具及び容器包装の「成分規格等」で定める項目別件数の範囲内で行う。

(2) 試験項目

- ア. オルトフェニルフェノール (OPP)
- イ. チアベンダゾール (TBZ)
- ウ. ジフェニル (DP)
- エ. イマザリル
- オ. 二酸化硫黄又は亜硫酸塩類

2 検査方法

(1) 検体の採取

別表第2の検査項目「添加物②(不均一に分布するもの)」の欄に準じる。

(2) 試験方法

平成16年3月31日付け食安輸発第0331002号別添4別紙1、2又はこれと同等以上の性能を有すると認められる試験法とする。

検査においては溶出試験のみでも差し支えないこととするが、材質試験についても一部実施する。

また、材質試験において残留が認められなかった場合は、溶出しないものと判断できることとする。

なお、材質試験においては、ロットごとに最低でも3ヶ所から任意に採取したものを混和し、試験に供する。溶出試験においては、ロットごとに最低でも3ヶ所から任意に採取したものをそれぞれ1膳を1検体として試験に供し、以上の検査値の平均を代表値とする。

(3) その他

溶出条件については、安全性確保の観点からも最も溶出する可能性の高い状況を想定した上で選定する。

3 結果の報告及び措置

溶出検査の結果、以下に示す許容一日摂取量(ADI)をヒト一人(体重50kg)あたりに換算した量を一日の食事の回数を勘案して3で割った値を上回る割りばしが検出された場合には、企画情報課検疫業務管理室を通じ、当室まで速やかに連絡する。

	ADI	50kg 換算 ADI	((50kg 換算 ADI) ÷ 3)
オルトフェニルフェノール (OPP)	0.4mg/kg 体重/day (JMPR)	20 mg	6.7mg (6,700µg)
チアベンタゾール (TBZ)	0.1mg/kg 体重/day (JECFA)	5mg	1.7mg (1,700µg)
ジフェニール (DP)	0.05mg/kg 体重/day (JECFA)	2.5mg	0.8mg (800µg)
イマザリル	0.03mg/kg 体重/day (JMPR)	1.5mg	0.5mg (500µg)
二酸化硫黄又は 亜硫酸塩類	0.7mg/kg 体重/day (JECFA)	35mg	12mg (12,000µg)

※ ADI は、FAO/WHO 合同食品添加物専門家委員会 (JECFA) 又は FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) の評価によるもの。

IX 計画輸入貨物のモニタリング検査実施要領

食品衛生法施行規則第32条第4項に定める輸入手続きによる農産食品等については、初回届出時に必ず現場検査及び残留農薬等に係る検査を実施する。

なお、自主検査成績書が添付されており、残留農薬に係るモニタリング検査が省略できると考えられる場合等にあつては、企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで照会する。

1 検査対象の抽出

初回届出がなされた検疫所においては、輸入者から提出された輸入計画に基づき、以下の頻度を目安に、輸入時期、生産地域等を勘案し、モニタリング検査を実施する。

なお、対象貨物が他の検疫所が担当する海空港に搬入される場合には、当該検疫所と協議して計画を策定する。

輸入計画における年間輸入件数 (2回目以降)	モニタリング件数 (2回目以降)
1 1 ~ 4 0	1
4 1 ≤	2

2 検査の実施

到着予定年月の前月に輸入者に連絡し、輸入年月日、荷捌予定、通関業者等検査に必要な情報を確認する。

また、貨物が本船通関される場合には、円滑な採取が行えるよう輸入者と十分に調整した後、搬入港を所管する検疫所が採取を実施する。

3 その他

上記1の検査は、同一ロットの貨物が複数の海空港に積み降ろされ、当該貨物が法違反となった場合、大量の貨物を速やかに措置する必要が生じることから、同一ロットの貨物が最初に到着し、積み降ろされる海空港において実施するよう配慮する。

別表第1

食品群	検査項目 ^{※2}	項目別件数 ^{※1}	延検査件数 ^{※1}
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、 その他食鳥肉等	抗生物質等	2, 872	5, 207
	残留農薬	1, 678	
	成分規格等	657	
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、 アイスクリーム、 冷凍食品（肉類）等	抗生物質等	1, 042	3, 931
	添加物	1, 308	
	成分規格等	1, 581	
水産食品 二枚貝、魚類、 甲殻類（エビ、カニ）等	抗生物質等	3, 107	5, 159
	残留農薬	862	
	添加物	295	
	成分規格等	895	
水産加工食品 魚類加工品（切り身、乾燥、 すり身等）、 冷凍食品（水産動物類、魚類）、 魚介類卵加工品等	抗生物質等	4, 127	12, 702
	残留農薬	267	
	添加物	2, 267	
	成分規格等	6, 041	
農産食品 野菜、果実、麦類、 とうもろこし、豆類、落花生、 ナッツ類、種実類等	抗生物質等	653	24, 535
	残留農薬	18, 007	
	添加物	598	
	成分規格等	1, 035	
	カビ毒	2, 689	
	遺伝子組換え食品	1, 553	
農産加工食品 冷凍食品（野菜加工品）、 野菜加工品、果実加工品、 香辛料、即席めん類等	残留農薬	4, 785	13, 465
	添加物	4, 295	
	成分規格等	1, 969	
	カビ毒	2, 298	
	遺伝子組換え食品	118	
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、 菓子類、食用油脂、冷凍食品等	抗生物質等	119	4, 870
	残留農薬	238	
	添加物	2, 958	
	成分規格等	1, 256	
	カビ毒	299	
飲料 ミネラルウォーター類、 清涼飲料水、 アルコール飲料等	残留農薬	299	2, 511
	添加物	1, 196	
	成分規格等	897	
	カビ毒	119	
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	1, 315	1, 315
検査強化食品分	抗生物質等、残留農薬、 添加物、成分規格等、カ ビ毒、遺伝子組換え食品	4, 500	4, 500
総計（延数） ^{※1}			78, 195

※1：検査件数は、抗生物質、農薬等の検査項目別の延検査件数を示したものである。

※2：検査項目の例

- ・抗生物質等：抗生物質、残留抗菌性物質等
- ・残留農薬：有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物：ソルビン酸、安息香酸、二酸化イオウ、着色料、ポリソルベート、サイクラミン酸、TBHQ、
防ばい剤等
- ・成分規格等：成分規格で定められている項目（細菌数、大腸菌群、腸炎ビブリオ等）、病原微生物（腸管出血
性大腸菌O157、リステリア菌等）、貝毒（下痢性貝毒、麻痺性貝毒）等
- ・カビ毒：アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品：安全性未審査遺伝子組換え食品等

別表第 2

検査項目	包装態	ロットの大きさ (N)	検体採取のための開梱数 (n)	検体採取量 (kg)	検体数
微生物	特定せず	151 ≦ 150 ~ 1,200 ≧ 1,201	3 5 8	0.3 0.3 0.3	1 1 1
添加物	① 均一に分布するもの	≧ 1	1	0.3	1
	② 不均一に分布するもの	51 ≦ 50 501 ~ 500 ≧ 3,200 ≧ 3,201	2 3 5 8	0.3 0.3 0.3 0.3	1 1 1 1
農 薬	① 穀類、豆類	51 ≦ 50 151 ~ 150 501 ~ 500 3,201 ~ 3,200 ≧ 35,000 ≧ 35,001	3 5 8 13 20 32	0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	1 1 1 1 1 1
	② 乾燥野菜茶(抹茶を除く)	151 ≦ 150 ≧ 1,200 ≧ 1,201	3 5 8	0.3 0.3 0.3	1 1 1
	③ キヤベツ、ヤキ除ク、ハツベイ(注)	特定せず	4	4個をそれぞれ4等分し、おののから1等分を集めたもの	1
	④ ①及び②を除く	151 ≦ 150 ~ 1,200 ≧ 1,201	3 5 8	1 1 1	1 1 1
畜産物の食品残留	① 貝麻毒、性貝毒、痢疾性	151 ≦ 150 ~ 1,200 ≧ 1,201	6(3×2) 10(5×2) 16(8×2)	1(0.5×2) 1(0.5×2) 1(0.5×2)	2 2 2
	② ①を除く	151 ≦ 150 ~ 1,200 ≧ 1,201	3 5 8	0.5 0.5 0.5	1 1 1
アトキン	① 袋詰めがねの上の詰込みのもの	281 ≦ 280 501 ~ 500 1,201 ~ 1,200 ≧ 3,200 ≧ 3,201	32 50 80 130(65×2) 210(70×3)	1 1 1 2(1kg×2) 3(1kg×3)	1 1 1 2 3
	② 缶入り又は入り量以上の缶入り内容物	51 ≦ 50 ~ 500 ≧ 501	2 4(2×2) 6(2×3)	0.5 1(250g×2)×2 1.5(250g×2)×3	1 2 3
	③ ①及び②の小型容器包装	51 ≦ 50 501 ~ 500 ≧ 3,200 ≧ 3,201	2(2×1) 3(3×1) 6(3×2) 9(3×3)	1サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未滿のものにあつては必要量をあつめてこれを1サンプルとする。	1 1 2 3

(注) 千切り、乱切り等、細切したものを除く。

※穀類、豆類等のばら積み貨物の検体採取については、次のとおりとする。

- ア. サイロ又ははしけ(以下「サイロ等」という。)搬入時の検体採取
サイロ等に搬入する際に任意の1サイロ等を1ロットとして、ロット全体を代表する検体となるようオートサンプラー等を用いて検体採取を行うものとし、適正な時間的間隔をもって15回、計10kg以上を採取したものを縮分して1検体(1kg以上)とする。
- イ. はしけにおける検体採取
任意の1はしけ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体(1kg以上)とする。
- ウ. コンテナにおける検体採取
任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体(1kg以上)とする。

別表第3

ロットの大きさ	検体採取のための開梱数	検体採取量 (kg)	検体数
≦ 15	2	1	1
16 ~ 25	3	1	1
26 ~ 90	5	1	1
91 ~ 150	8	1	1
151 ~ 280	13	1	1
281 ~ 500	20	1	1
501 ~ 1,200	32	1	1
1,201 ~ 3,200	50	1	1
3,201 ~ 10,000	80	1	1
10,001 ~ 35,000	125	1	1
35,001 ~ 150,000	200	1	1
150,001 ~ 500,000	315	1	1
≧ 500,001	500	1	1

※ばら積み貨物の検体採取については、次のとおりとする。

ア. サイロ又ははしけ（以下「サイロ等」という。）搬入時の検体採取

サイロ等に搬入する際に任意の1サイロ等を1ロットとして、ロット全体を代表する検体となるようオートサンプラー等を用いて検体採取を行うものとし、適正な時間的間隔をもって15回、計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1 kg以上）とする。

イ. はしけにおける検体採取

任意の1はしけ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1 kg以上）とする。

ウ. コンテナにおける検体採取

任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1 kg以上）とする。

検査項目	食品別検査件数																			
	牛肉	豚肉	馬肉	羊肉	山羊肉	その他 獣畜肉	鶏肉	その他 食鳥肉	食鳥卵	その他 畜産食 品	食肉製 品	乳・酪 農製品	チーズ	鶏卵製 品	蜂に関 連した 食品	魚類	水産動 物類	二枚貝	二枚貝 以外	その他 食品
キシラジン	60																			
クリスタルバイオレット ^o																323	383			
クロヒド ^o ール	60	60	6	12	2	6	120	12	6	12	12			12						
クロルプロマジン	60	60					120	12	6		12			12						
サラフロキサシ							120	12								323				
ジアヘリジン							120	12												
ジクラス ^o リル	60	60	6	12	2	6	120	12			12									
ジフラゾ ^o ン		60	6				120	12			12									
ジフロキサシ	60	60					120	12			12					323	383			
ジプロフロキサシ	60	60					120	12			12					323	383			
スルファキノキサリ	60	60	6	12	2	6	120	12	6	12	12			12		323	383			
スルファクロルピリダ ^o ジン	60	60	6				120	12			12					323	383			
スルファジア ^o ジン	60	60	6				120	12			12					323	383			
スルファジミ ^o ジン	60	60	6	12	2	6	120	12	6	12	12			12		323	383			
スルファジメ ^o キシ	60	60	6	12	2	6	120	12	6	12	12			12		323	383			
スルファセタミ ^o	60	60	6				120	12			12					323	383			
スルファチアゾ ^o ール	60	60	6				120	12			12					323	383			
スルファト ^o キシ	60	60	6				120	12			12					323	383			
スルファニト ^o レン	60	60	6				120	12			12					323	383			
スルファピ ^o リジン	60	60	6				120	12			12					323	383			
スルファベン ^o ズアミド	60	60	6				120	12			12					323	383			
スルファメキサゾ ^o ール	60	60	6				120	12			12					323	383			
スルファメキンピ ^o リダ ^o ジン	60	60	6				120	12			12					323	383			
スルファメラ ^o ジン	60	60	6	12	2	6	120	12	6	12	12			12		323	383			
スルファモノ ^o メキシ	60	60	6	12	2	6	120	12	6	12	12			12		323	383			
ダ ^o ノフロキサシ	60	60					120	12			12					323	383			
チアンフェニ ^o コール	60	60					120	12			12					323				
チルミ ^o コシ	60	60		12			120	12			12					323	383			
テ ^o キサメタゾ ^o ン	60	60					120	12	6		12			12						
テメ ^o ホス	60																			
トリペ ^o レナミ	60																			
トリメ ^o プリム	60	60					120	12	6	12	12			12						
ナイカルバ ^o ジン							120	12	6	12				12						
ナリジ ^o クス酸	60	60	6				120	12			12					323	383			
ニトロフラン ^o 類							120	12	6					12	60	323	383			
ノルフロキサシ	60	60					120	12			12					323	383			

検査項目	食品別検査件数																			
	牛肉	豚肉	馬肉	羊肉	山羊肉	その他 獣畜肉	鶏肉	その他 食鳥肉	食鳥卵	その他 畜産食 品	食肉製 品	乳・酪 農製品	チーズ	鶏卵製 品	蜂に関 連した 食品	魚類	水産動 物類	二枚貝	二枚貝 以外	その他 食品
ホルモン剤																				
DES	60																			
ゼラノール	60	60																		
トレンボロンアセテート	60																			
飼料添加物																				
カンタキサンチン	60	60				6	120	12	6							323	383			
クレンブテロール	60	60																		
ラクトパミン	60	60																		
農薬																				
別表5	598	598	59	119	5		299									537	444	148		
腸管出血性大腸菌O157	598										60*		120*							
リステリア菌											60*		358*							
下痢性貝毒																		598	59	
麻痺性貝毒																		598	59	
水銀																162				
PCB	60	60													81					

*加熱せずに食用に供する非加熱食肉製品やソフト・セミソフトチーズに限る。

別表第 5

	農薬名
1	DDT
2	γ-BHC
3	γシロホスチル
4	βトチン
5	γバチン
6	γシクロール
7	γルピリン及びβシクロピリン
8	γルピリン
9	γシプロチオン
10	エチオン
11	エリジニール
12	エタチン安息香酸塩
13	エトスルゲン
14	エトリン
15	オキサジリン
16	オキシデイトメチル
17	オキソルオルゲン
18	オトエート
19	キノキゲン
20	キノセン
21	クリキシムチル
22	クロジチホフプロパルギル
23	クロルデン
24	クロルピリホス
25	クロルピリホスメチル
26	クロルフェピル
27	クロルフェピルホス
28	シラジン
29	ダイクシン
30	テトラクロルピルホス
31	テタルリン
32	テルブリン
33	テルブホス
34	トリシメホソ
35	トリソホス
36	トリレート
37	トリホス
38	パラチオン
39	ハロキシホフ
40	ピコチフェン
41	ピフェンリン
42	ピラクロホス
43	ピリダヘン
44	ピリミカルブ
45	ピリミホスチル
46	ピリクロピリン
47	フイロニル
48	フェチホス
49	フェニロチオン
50	フェノプロパルブ

	農薬名
51	フェンチオン
52	フェンチン
53	フェンバレート
54	フェンプロパリン
55	フェンロフェン
56	フルキニコチール
57	フルシメネート
58	フルラニル
59	フロシリン
60	フロピコチール
61	フロピサリト
62	フロフェノホス
63	フロトリン
64	フロモフロピレート
65	ヘクタクロル
66	ヘルトリン
67	ヘンコチール
68	ヘンデイタリン
69	ホスカリト
70	ホスマイト
71	ホレート
72	ラチオン
73	メチダチオン
74	メトラクロール

別表第6

	農薬名
1	1-ナフタレン酢酸
2	2,4,5-T
3	2,4-D
4	4-クロルフェニキシ酢酸
5	BHC
6	DDT
7	EPN
8	EPTC
9	MCPA
10	MCPB
11	XMC
12	γ-BHC
13	アイオキシニル
14	アクリナトリン
15	アザコナゾール
16	アザメチホス
17	アシフルオルフェン
18	アシベンゾラル-S-メチル
19	アシユラム
20	アジンホスメチル
21	アセタミプロリド
22	アセトクロール
23	アセフェート
24	アゾキシストロビン
25	アトラジン
26	アニロホス
27	アバメクチン
28	アミトラス
29	アミロール
30	アメリン
31	アラクロール
32	アラニカルブ
33	アラマイト
34	アルジカルブ
35	アルドリル及びディルトリン
36	アレスリン
37	イオトスルフロメチル
38	イサゾホス
39	イソウロン
40	イソキサジフェンエチル
41	イソキサチオン
42	イソキサフルトール
43	イソフェンホス
44	イソプロカルブ
45	イソプロチオラン
46	イナベンフィット
47	イプロジオン
48	イプロバリカルブ
49	イプロベンホス
50	イマザキン

	農薬名
51	イマザメタベンスメチルエステル
52	イマザモックスアンモニウム塩
53	イマザリル
54	イミダクロプリド
55	イミノクタジン
56	イミベンコナゾール
57	インダノファン
58	イントキサカルブ
59	ウニコナゾールP
60	エスプロカルブ
61	エタメツルフロメチル
62	エタルフルラリン
63	エチオン
64	エチクロセート
65	エチプロール
66	エディフェンホス
67	エテホン
68	エトキサゾール
69	エトキシキン
70	エトキシスルフロ
71	エトフェンプロックス
72	エトフェセート
73	エトプロホス
74	エトベンザニド
75	エトリムホス
76	エホキシコナゾール
77	エマメクチン安息香酸塩
78	エントスルファン
79	エントリン
80	オキサジアゾン
81	オキサジクロメホン
82	オキサミル
83	オキシカルボキシ
84	オキシデメトメチル
85	オキシフルオルフェン
86	オメエート
87	オリサリン
88	カスサホス
89	カフェンストール
90	カプタホール
91	カルバリル
92	カルフェントラゾニエチル
93	カルプロハミド
94	カルベンダジム、ベニミル及びチオファネートメチル
95	カルボキシ
96	カルボスルファン
97	カルボフラン
98	キサロホップエチル
99	キナルホス
100	キノキシフェン

	農薬名
101	キノクラミン
102	キノメチオナート
103	キャプタン
104	キントゼン
105	クマホス
106	クミルロン
107	グリホサート
108	グルホシネート
109	クレスキシメチル
110	クロキントセツトメキシル
111	クロジナホップ酸
112	クロジナホッププロハルギル
113	クロゾリネート
114	クロチアニジン
115	クロフェンテジン
116	クロプロップ
117	クロマゾン
118	クロマフェニド
119	クロメプロップ
120	クロランスラムメチル
121	クロリダゾン
122	クロリムロンエチル
123	クロルスルフロ
124	クロルタージメチル
125	クロルデン
126	クロルピリホス
127	クロルピリホスメチル
128	クロルフェナピル
129	クロルフェンゾン
130	クロルフェンビンホス
131	クロルブファム
132	クロルプロファム
133	クロルベンシド
134	クロルメコート
135	クロロクシロン
136	クロロタロニル
137	クロロネブ
138	クロロベンシレート
139	酸化フェンブタス
140	シアゾファミド
141	シアナジン
142	シアノホス
143	ジアフエンチウロン
144	ジウロン
145	ジエトフェンカルブ
146	ジオキサチオン
147	シクラニド
148	シクロエート
149	ジクロシメット
150	ジクロスラム

	農薬名
151	シクロトホス
152	シクロフェンチオン
153	シクロフルアニド
154	シクロプロトリン
155	シクロホップメチル
156	シクロメジソ
157	シクロラン
158	シクロプロップ
159	シクロロホス
160	シクロロミド
161	シクロワット
162	シコホール
163	シスルホソ
164	シチオカルバメート
165	シチオピル
166	シニドシエチル
167	シノスルフロソ
168	シノテフラン
169	シノテルブ
170	シハロトリン
171	シハロホップメチル
172	シフェナミド
173	シフェニル
174	シフェノコナゾール
175	シフェンゾコート
176	シフルトリン
177	シフルフェナミド
178	シフルフェニカン
179	シフルベンスロン
180	シプロコナゾール
181	シプロジニル
182	シヘキサチン及びアゾシクロチン
183	シヘルメトリン
184	シペレリン
185	シマジン
186	シメコナゾール
187	シメタメトリン
188	シメチピン
189	シメチリモール
190	シメチルピソホス
191	シメテナミド
192	シメトエート
193	シメトモルフ
194	シメトリン
195	シメヒペレート
196	シモキサニル
197	臭素
198	シラフルオフェン
199	シロマジン
200	シンメチリン

	農薬名
201	スピノサト
202	スピロキサミン
203	スピロシクロフェン
204	スルホスルフロソ
205	セトキシジム
206	ソキサミド
207	ターバシル
208	ダイアジソ
209	ダイアレート
210	ダイムロン
211	ダミノジット
212	チアクロフリト
213	チアジニル
214	チアゾピル
215	チアヘンダゾール
216	チアトキサム
217	チオベンカルブ
218	チジアズロン
219	チフェンスルフロソメチル
220	チフルサミド
221	テクナゼソ
222	テスマテジアム
223	テトラクロルピソホス
224	テトラコナゾール
225	テトラジソ
226	テニルクロール
227	テブコナゾール
228	テブチウロン
229	テブフェノジド
230	テブフェンピラト
231	テフルトリン
232	テフルベンスロン
233	テメソ-S-メチル
234	テルタメトリン及びトラロメトリン
235	テルブトリン
236	テルブホス
237	トラルコキシジム
238	トリアジメノール
239	トリアジメホソ
240	トリアスルフロソ
241	トリアゾホス
242	トリアレート
243	トリクロピル
244	トリクロルホソ
245	トシクラゾール
246	トリチコナゾール
247	トリテモルフ
248	トリネキサハックエチル
249	トリブホス
250	トリフルスルフロソメチル

	農薬名
251	トリフルミゾール
252	トリフルムロン
253	トリフルラソ
254	トリフロキシストロピソ
255	トリフロキシスルフロソ
256	トルクロホソメチル
257	トルフェンピラト
258	ナブタラム
259	ナフタレンアセタミド
260	ナプロアニリト
261	ナプロハミド
262	ニトロタールイソプロピル
263	ノバルロン
264	ノルフルラソ
265	ハーバン
266	ハクロブトラゾール
267	ハミドチオン
268	ハラコート
269	ハラチオン
270	ハラチオンメチル
271	ハルフェンプロックス
272	ハロキシホップ
273	ハロスルフロソメチル
274	ヒオレスメトリン
275	ヒコリナフェソ
276	ヒテルタノール
277	ヒノキサテン
278	ヒフェノックス
279	ヒフェントリン
280	ヒペロニルブトキシド
281	ヒペロホス
282	ヒラクロホス
283	ヒラゾキシフェソ
284	ヒラゾスルフロソエチル
285	ヒラゾホス
286	ヒラゾリネート
287	ヒラフルフェソエチル
288	ヒリタフェンチオン
289	ヒリタヘソ
290	ヒリタリル
291	ヒリフェノックス
292	ヒリフタリト
293	ヒリブチカルブ
294	ヒリプロキシフェソ
295	ヒリミカルブ
296	ヒリミジフェソ
297	ヒリミノバックメチル
298	ヒリミホソメチル
299	ヒリメタニル
300	ピロキロン

	農薬名
301	ピンクロゾリン
302	ファイロニル
303	フェナミホス
304	フェナリモル
305	フェントロチオン
306	フェノキサニル
307	フェノキサプロップエチル
308	フェノキシカルブ
309	フェノチオカルブ
310	フェノトリン
311	フェノプロカルブ
312	フェリムゾン
313	フェンアミト
314	フェンクロルホス
315	フェンスルホチオン
316	フェンチオン
317	フェンチン
318	フェントエート
319	フェントラサミト
320	フェンハレレート
321	フェンピロキシメート
322	フェンプロコナゾール
323	フェンプロパトリン
324	フェンプロピモルブ
325	フェンヘキサミト
326	フェンメデイファム
327	フサライト
328	ブタクロール
329	ブタフェナシル
330	ブタミホス
331	ブチレート
332	ブピリメート
333	ブプロフェジン
334	フマル酸オキシプロコナゾール
335	フラサスルフロシ
336	フラチオカルブ
337	フラムプロップメチル
338	フラメトピル
339	ブリミスルフロシメチル
340	フリラゾール
341	フルアクリピリム
342	フルアジナム
343	フルアジホップ
344	フルオメツロン
345	フルキンコナゾール
346	フルジオキシニル
347	フルシトリネート
348	フルシラゾール
349	フルチアセットメチル
350	フルトラニル

	農薬名
351	フルリアホール
352	フルバリネート
353	フルフェナセット
354	フルフェノクスロン
355	フルミオキサジン
356	フルミクロラックペンチル
357	フルメツラム
358	フルリドン
359	フルロキシピル
360	プレチラクロール
361	プロクロラス
362	プロシト
363	プロスルフロシ
364	プロチオホス
365	プロバキサホップ
366	プロバクロール
367	プロバシン
368	プロバニル
369	プロバホス
370	プロパルキット
371	プロピコナゾール
372	プロピサミト
373	プロヒトロジヤスモン
374	プロファム
375	プロフェノホス
376	プロベナゾール
377	プロホキシル(プロホクスル)
378	プロメカルブ
379	プロメトリン
380	プロモキシニル
381	プロモブチト
382	プロモプロピレート
383	プロモホス
384	プロモホスエチル
385	フロラスラム
386	ヘキサクロロベンゼン
387	ヘキサコナゾール
388	ヘキサジノン
389	ヘキサフルムロン
390	ヘキシチアゾックス
391	ヘナラキシル
392	ヘノキサコール
393	ヘパタクロル
394	ヘルメトリン
395	ヘンコナゾール
396	ヘンシクロン
397	ヘンズリト
398	ヘンズルフロシメチル
399	ヘンゾフェナップ
400	ヘンダイオカルブ

	農薬名
401	ペンディメタリン
402	ペントキサゾン
403	ペンフルラリン
404	ペンフレセート
405	ホキシム
406	ホサロン
407	ホスカリト
408	ホスチアゼート
409	ホスファミト
410	ホスメット
411	ホセチル
412	ホノホス
413	ホメサフェン
414	ホルクロルフェニユロン
415	ホレート
416	マラチオン
417	マレイン酸ヒドロラジト
418	ミクロブタニル
419	ミルベメクチン
420	メカルバム
421	メコプロップ
422	メソミル
423	メタクリホス
424	メタヘンズチアズロン
425	メタミトホス
426	メタラキシル及びメフェノキサム
427	メチオカルブ
428	メチダチオン
429	メキシクロール
430	メキシフェノシト
431	メスルフロシメチル
432	メブレン
433	メミノストロピン
434	メラクロール
435	メトリブジン
436	メパニピリム
437	メピンホス
438	メフェナセット
439	メフェンピルジエチル
440	メプロニル
441	モノクロトホス
442	モノリニユロン
443	モリネート
444	ラクトフェン
445	リニユロン
446	ルフェスロン
447	レナシル

別表第7

食品別・検査項目別遺伝子組換え食品モニタリング検査件数

	トウモロコシ CBH351	パパイヤ 55-1	安全性審査済みの遺 伝子組換え食品の含 有率	遺伝子組換えにより 新たに発現されるBt タンパク質のうち、 Cry1Ac、Cry1Ab、 Cry1F、Cry9c、 Cry3Bb(Cry3Bb1)	Btタンパク質 (Cry1Acタンパク 質)を発現する組換 え遺伝子DNA	LLRICE601
トウモロコシ穀粒及び トウモロコシ粉砕加工品*1	米国 72 その他 47		119			
その他トウモロコシ加工品	59					
生鮮パパイヤ		米国 100 その他 19				
パパイヤ加工品（乾燥に限 る。）		59				
大豆（枝豆、大豆もやしを 含む。）及び大豆粉砕加工 品*2			598			
米及び米加工品（米を主原 料とするもので、米粉、 ビーフン、はるさめ等、未 加熱又は加熱の程度が低い ものとする。）				中国 598*3	中国*4	
米及びその加工品（主原料 とするもので、未加熱のも のとする。）						米国 59*5

*1 遺伝子組換えにより新たに発現されるタンパク質が物理的な変化を受けていないコーングリッツ、コーンフラワー、コーンミール等粉砕加工品に限る。

*2 遺伝子組換えにより新たに発現されるタンパク質及びDNAが物理化学的な変化を受けていないものに限る。

*3 米に限る。

*4 別途指示による。

*5 長粒種以外の米及びその加工品に限る。